

2月14日岐阜ブロック研修会が開催されました。

テーマ 「障害者差別解消法について知ろう」

28年4月1日スタート

羽島郡笠松町中央公民館において、講師に岐阜県健康福祉部障害福祉課の伊藤正憲氏をお迎えして障害者差別解消法について講義をしていただきました。ろう者10名、健聴27名、総勢37名が参加しました。

国連の障害者権利条約を受けて国内法として障害者差別解消法が成立し、今年4月1日スタートすることになりましたが、まだまだ県民への周知は十分とは言えず差別解消法の啓発は県としての必要な責務となるとのことでした。



差別的取り扱いの禁止は国・地方公共団体、民間事業者は法的義務とされ、合理的配慮の不提供の禁止は国・地方公共団体には法的義務、民間事業者には努力義務とされています。個人が障害者を差別をすることや合理的配慮をしないことはこの法には規定されていません。それは個人には思想や言論の自由があることから法で縛ることはできないとのことでした。障害があることだけを理由に拒否したり、条件をつけるなどは差別的な取り扱いとなります。また合理的配慮とは職場などで障害者当人とどのような配慮が必要なのか確認しながらその方法を確立していくこととなりますが事業者などに対して過重な負担までは求めていないとしています。ここでは法律ではなく道徳的な考え方が大切になってきます。しかしまだスタートしていない段階で差別的取扱い、合理的配慮の具体的な事例はなく、これから一つ一つ積み上げていかなければなりません。もし差別をされた、している場面を見た、疑問に感じるがあれば、近隣の市町村や県の障害福祉課に申し出てほしいとのことでした。この法はこれから障害者当事者と一緒に創り上げていくものだを教えていただきました。

伊藤さんは聴覚障害に対する知識も深く、聴覚障害者に対しての差別的取扱いや合理的配慮などを例を出してわかりやすく説明してくださいました。4月から始まる法律を当事者としてより良い法律にしていかなければならないと感じました。